

老眼、白内障、高齢の方にも読みやすい 「UCDAフォント」(文字)を11月1日販売開始

11月1日、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会 (UCDA/理事長 福田 泰弘) は、高齢の方にも読みやすく、小さい文字でも見分けやすい「UCDAフォント」を発売します。

これは、これまで視認性で定評のあった「イワタUDフォント」をベースに、「ISO13407」人間中心設計プロセスにより、株式会社イワタと共同開発したものです。UCDAフォントは、(1)老眼、白内障の方にも数字が見分けやすい(2)長文の文字列でも読みやすい(3)劣化した印刷状態でも読み間違いが少ないことから、生命・財産に関わる情報の表示に適しています。

UCDAフォントは、「UCDA見やすいデザイン」の認証支援ツールキット (CD-ROM) に同梱して、希望小売価格52,500円 (税込) で販売。国や地方公共団体ほか、公益性の高い団体へは特別価格を設定しています。今後、金融機関をはじめ、国や地方公共団体の書類 (税・健康保険・国民年金・広報紙など) への導入で、UCDAフォントの普及が急速に進むと見込んでいます。

また、UCDAは、株式会社電通などと協力して、科学的な検証を活かした新たなソリューション提供の幅広い可能性を探っています。

【UCDAフォントの特徴】

用途	生命・財産に関わる重要情報の伝達用、またはそれに準ずるコミュニケーション用
可読性	小さな文字で長文の横組みにしても、数字が見分けやすく、文章が読みやすい
評価	東京電機大学エルゴノミクスデザイン研究室 矢口博之准教授らによる以下のテストを実施 1. 物理的評価：IPOテスト (文字を画像処理し、かすれにくさとつぶれにくさを数値で判定するソフトウェアによる試験) 2. 客観的な評価 (表-1)：被験者に文字列の中から誤植を発見してもらう実験 3. 主観的な評価 (表-2)：被験者に読みやすさを主観的に判断してもらう実験
開発	1. 文字の作り手：書体メーカー・書体デザイナー 2. 文字の使い手：グラフィックデザイナー・印刷会社 3. 文字の読み手：生活者 (高齢者、視覚障がい者、色弱者含む) …<国内初>

(表-1) フォントごとの誤植検出率の比較

	老眼・白内障[なし]	老眼・白内障[あり]
UCDA	93.75%	75.00%
Aフォント	93.33%	64.71%
Bフォント	86.67%	64.71%
Cフォント	68.75%	62.50%
Dフォント	75.00%	64.71%
Eフォント	82.35%	35.29%
平均	83.16%	61.00%

(表-2) 印字サンプルの主観評価の結果

	1位	2位	3位
UCDA	28	8	3
ゴシック	5	13	21
明朝	6	18	15

印字サンプルを用いた主観評価実験の結果。表によれば39人中28人 (7割以上) の被験者がUCDAフォントを最も読みやすいと評価した。

【お問い合わせ先】

一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®(UCDA) 事務局
TEL : 03-3543-8355 FAX : 03-3549-6152
E-mail : info@ucda.jp URL : http://www.ucda.jp



※本リリースの本文はUCDAフォントを使用しています。 1/2

【 UCDAフォントのサンプル 】

—— 離れて見ても、FAXなどでかすれても、見やすいものとなっています ——

< 行政上の手続き書類の例 「老齢基礎年金支給繰下げ請求書」より抜粋 >

この届書に添えなければならない書類

1. 受給権者の年金証書等
2. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（⑨欄に住民票コードを記載することで省略できます。）
3. 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に共済組合等の組合員または加入者であった方は、年金加入期間確認通知書（共済用）
4. 加給年金額の対象者がある方は、その対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
5. 加給年金額の対象者である配偶者または子が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
6. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は年金事務所にあります。）
7. 老齢基礎年金に額の加算（いわゆる振替加算）が行われる受給権者にあつては、次の書類
 - (1) 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
 - (2) 配偶者によって受給権者が生計を維持されていたことを証明する書類
 - (3) 配偶者の年金について、納付内容を証明する書類



< UCDAフォントで置き換えたもの >

※同じ文字級数を使用

この届書に添えなければならない書類

1. 受給権者の年金証書等
2. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（⑨欄に住民票コードを記載することで省略できます。）
3. 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に共済組合等の組合員または加入者であった方は、年金加入期間確認通知書（共済用）
4. 加給年金額の対象者がある方は、その対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
5. 加給年金額の対象者である配偶者または子が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
6. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は年金事務所にあります。）
7. 老齢基礎年金に額の加算（いわゆる振替加算）が行われる受給権者にあつては、次の書類
 - (1) 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
 - (2) 配偶者によって受給権者が生計を維持されていたことを証明する書類
 - (3) 配偶者の年金について、納付内容を証明する書類

< 評価用に作成した高速可変印字サンプルの例 >

既存ゴシック系フォント

「UCDAフォント」

- 特定疾病保障定期保険特約
ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき
10,000,000円
<平成29年 4月21日まで保障>
上記死亡保障金額には、当該特約保険金額を加えて表示しています。
- 上記死亡保障金額には、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約Ⅱ型の特約年金を年金支払期間にわたってお受け取りいただいた場合の合計額を加えて表示しています。
- 上記死亡保障金額には、介護保障特約Ⅱ型の特約保険金額を加えて表示しています。

- 特定疾病保障定期保険特約
ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき
10,000,000円
<平成29年 4月21日まで保障>
上記死亡保障金額には、当該特約保険金額を加えて表示しています。
- 上記死亡保障金額には、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約Ⅱ型の特約年金を年金支払期間にわたってお受け取りいただいた場合の合計額を加えて表示しています。
- 上記死亡保障金額には、介護保障特約Ⅱ型の特約保険金額を加えて表示しています。

【 お問い合わせ先 】

一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®(UCDA) 事務局
TEL : 03-3543-8355 FAX : 03-3549-6152
E-mail : info@ucda.jp URL : http://www.ucda.jp